

東看協 第 1130 号
平成 29 年 3 月 14 日

関係各位

公益社団法人 東京都看護協会
会 長 山 元 恵 子



東京オリンピック・パラリンピックに向けた受動喫煙防止対策の
法制化推進について

国民の健康を守り支える専門職である看護の職能団体である、公益社団法人東京都看護協会は受動喫煙防止対策の法制化推進について以下のとおり要望します。

タバコは喫煙者本人だけでなく、受動喫煙としてタバコを吸わない人々の健康にまで悪影響を及ぼし、受動喫煙を原因とする年間死亡者数は全国で 1 万 5 千人を超えると推計されている。

厚労省の「喫煙の健康影響に関する検討会報告」（平成 28 年 8 月）では、受動喫煙防止のためには「分煙」ではなく屋内 100%禁煙化を目指すべきであるとされている。とりわけ女性は、妊娠・出産・育児において受動喫煙の弊害を母体だけでなく子供にも受けている。

本会は、家庭・職場・公共の場いかなる場所であっても、喫煙しない人が守られるべきであると考え、タバコを吸わない人が受動喫煙にさらされることのない社会の実現を強く要望する。

近年のオリンピック開催都市のすべてにおいて、開催に伴い受動喫煙防止法や条例が制定されている。わが国においても受動喫煙防止法が制定され世界に誇れる健やかな大会となることは、当協会の強い願いである。

ここに、受動喫煙防止対策の法制化推進について、屋内完全禁煙化の法整備を看護職のつよい願いとして要望するものである。